

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に  
たるときは、  
その翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県立公文書館管理規則等の一部を改正する規則(総務課)

◇教委規則 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則(総務課)

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則(ク)  
現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(高等学校課)

◇教委告示 平成九年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項(ク)

◇病院局管 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する企業管理規程(総務課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立公文書館管理規則等の一部を改正する規則

一 次の県立施設について、年末年始における休館日、休所日又は休園日としていた一月四日及び十二月二十八日を開館日、開所日又は開園日とすることとした。

1 鳥取県立公文書館

## 規 則

鳥取県立公文書館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第七十二号

鳥取県立公文書館管理規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立公文書館管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立公文書館管理規則(平成二年九月鳥取県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「一月二日から同月四日まで及び十二月二十八日」を「一月二日及び同月三日並びに十二月二十九日」に改める。

(鳥取県立介護実習普及センター管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立介護実習普及センター管理規則(平成五年十二月鳥取県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

- 2 鳥取県立介護実習普及センター
  - 3 鳥取県立健康増進センター
  - 4 鳥取県立精神保健福祉センター
  - 5 鳥取県立二十一世紀の森
  - 6 鳥取県立鳥取港海友館
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

第三条第一項第三号中「一月二日から同月四日まで及び十二月二十八日」を「一月二日及び同月三日並びに十二月二十九日」に改める。

(鳥取県立健康増進センター管理規則の一部改正)

第三条 鳥取県立健康増進センター管理規則(昭和五十一年四月鳥取県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「同月四日まで及び十二月二十八日」を「同月三日まで及び十二月二十九日」に改める。

(鳥取県立精神保健福祉センター管理規則の一部改正)

第四条 鳥取県立精神保健福祉センター管理規則(平成三年九月鳥取県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「一月二日から同月四日まで及び十二月二十八日」を「一月二日及び同月三日並びに十二月二十九日」に改める。

(鳥取県立二十一世紀の森管理規則の一部改正)

第五条 鳥取県立二十一世紀の森管理規則(昭和六十年三月鳥取県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「同月四日まで及び十二月二十八日」を「同月三日まで及び十二月二十九日」に改める。

(鳥取県立鳥取港海友館管理規則の一部改正)

第六条 鳥取県立鳥取港海友館管理規則(平成七年三月鳥取県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「同月四日まで及び十二月二十八日」を「同月三日まで及び十二月二十九日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 教育委員会規則

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年十二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

#### 鳥取県教育委員会規則第十三号

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第一条 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則(昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「同月四日まで及び十二月二十八日」を「同月三日まで及び十二月二十九日」に改める。

(鳥取県立少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第二条 鳥取県立少年自然の家の管理運営に関する規則(昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「同月四日まで及び十二月二十八日」を「同月三日まで及び十二月二十九日」に改める。

(鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第三条 鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則(昭和五十四年十二月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「同月四日まで及び十二月二十八日」を「同月三日まで及び

十二月二十九日」に改める。

(鳥取県立図書館管理規則の一部改正)

第四条 鳥取県立図書館管理規則(平成二年三月鳥取県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「同月二十七日」を「同月二十八日」に改め、同項第四号中「一月二日から同月四日まで及び十二月二十八日」を「一月二日及び同月三日並びに十二月二十九日」に改める。

(鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正)

第五条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和四十七年九月鳥取県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「同月四日まで及び十二月二十八日」を「同月三日まで及び十二月二十九日」に改める。

(鳥取県営武道館の管理に関する規則の一部改正)

第六条 鳥取県営武道館の管理に関する規則(昭和四十六年六月鳥取県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「同月四日まで及び十二月二十八日」を「同月三日まで及び十二月二十九日」に改める。

(鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部改正)

第七条 鳥取県営屋内プールの管理に関する規則(昭和五十五年八月鳥取県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「同月四日まで及び十二月二十八日」を「同月三日まで及び十二月二十九日」に改める。

(鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則の一部改正)

第八条 鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則(昭和五十六年三月鳥取県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「同月四日まで及び十二月二十八日」を「同月三日まで及び十二月二十九日」に改める。

(鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則の一部改正)

第九条 鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則(昭和五十七年六月鳥取県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「同月四日まで及び十二月二十八日」を「同月三日まで及び十二月二十九日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年十二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第十四号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和五十五年三月鳥取県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「第十八号又は第二十二号」を「又は第十八号」に改め、同項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 第二条第二十号に掲げる事務(再任に係る承認に限る。)

六 第二条第二十二号に掲げる事務

附 則

この規則は、平成九年一月一日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年十二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第十五号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務の級 号	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円
1	120,900	218,400	262,700	314,400
2	124,600	226,600	271,300	324,300
3	128,300	235,000	279,900	334,300
4	131,800	243,900	288,500	344,200
5	134,900	252,800	297,000	353,900
6	139,300	261,400	305,500	363,400
7	143,800	279,900	311,500	372,800
8	148,900	288,500	321,000	381,900
9	154,700	297,000	330,500	390,700
10	160,700	305,500	340,000	398,100
11	166,900	311,500	349,600	407,800
12	177,700	321,000	359,100	417,400
13	184,800	330,500	368,400	426,600
14	190,600	340,000	377,500	433,600

15	195,700	349,600	385,600	440,300
16	205,700	359,100	392,000	444,700
17	213,300	368,400	398,200	449,200
18	221,200	377,500	404,900	453,500
19	229,000	385,600	410,900	457,400
20	236,400	392,000	416,000	461,200
21	252,800	398,200	420,300	
22	261,400	402,400	424,600	
23	269,800	406,500	428,700	
24	278,200	410,500	432,600	
25	286,400	414,500	436,300	
26	297,000	418,400		
27	305,500	422,100		
28	313,900	425,700		
29	322,200			
30	329,900			
31	337,600			
32	345,000			
33	350,900			
34	356,400			
35	361,200			
36	365,200			
37	368,800			
38	372,200			
39	375,200			
40	378,200			
41	381,200			
42	384,300			
43	387,100			
44	389,900			

別表第一の三中「10,800円」を「10,900円」に、「11号給」を「11,200円」に改める。

また「1号給から6号給まで9,800円」を「11,300円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成八年四月一日から適用する。（最高号給を超える給料月額の内払等）
- 2 平成八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。（切替期間における異動者の号給等）
- 3 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、教育委員会の定める職員の、改正後の規則の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、教育委員会が定める。（給与の内払）
- 4 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- 5 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の内払表

1	級	2	級	3	級	4	級
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
円	円	円	円	円	円	円	円
390,700	392,700	427,100	429,300	437,700	440,000	462,600	465,000
393,500	395,500	430,700	432,900	441,400	443,700	466,400	468,800
396,300	398,300	434,300	436,500	445,100	447,400	470,200	472,600
399,100	401,100	437,900	440,100	448,800	451,100	474,000	476,400
401,900	403,900	441,500	443,700	452,500	454,800	477,800	480,200

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十六号

平成九年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜を次の要項により実施する。

平成八年十二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

- 1 募集高等学校及び募集生徒数
 

高 等 学 校 名	所 在 地	募 集 生 徒 数
鳥取県立立川町五丁目210	鳥取市立川町五丁目210	約100人
倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801	約100人
米子東高等学校	米子市勝田町1	約100人

- 2 出願資格を有する者  
次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条各号いずれかに該当する者
- 3 出願方法
  - (1) 出願手続
    - ア 入学志願者は、次に掲げる書類を志望する高等学校の校長に提出しなければならない。
    - イ 入学志願書(各募集高等学校から交付されたもの)に所定の入学選抜手数料に相当する額の鳥取県収入証紙(消印をしないこと。)をはり付けたもの
    - (1) 出身高等学校の校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類
    - (2) 写真1枚(出願前3箇月以内に脱帽して撮影した、上半身像で、縦4センチメートル横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に出身学校名、氏名及び生年月日を記入すること。)
    - イ 高等学校の校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受験証を交付するものとする。
  - (2) 出願期間
    - 平成9年4月1日(火)から同月4日(金)まで。ただし、郵送による場合は、簡易書留とし、同月2日(水)までの消印のあるものに限る。
  - (3) 受付時間
    - 9時から17時まで
  - (4) 受付場所
    - 各募集高等学校
- 4 入学者選抜の方法
  - 入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査及び入学者選抜学力検査の結果を総合して行う。
- 5 学力検査の日時等
  - (1) 日時 平成9年4月8日(火)9時から(ただし、8時30分までに集合すること。)
  - (2) 場所 各募集高等学校
  - (3) 学力検査の科目 国語Ⅰ、国語Ⅱ、数学Ⅰ・数学A、数学Ⅱ・数学B、英語Ⅰ及び英語Ⅱ
- 6 合格者の発表
  - 平成9年4月11日(金)12時に各募集高等学校に合格者の受験番号を掲示する。
- 7 注意事項
  - (1) 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

- (2) この要項に関し不明な点は、各募集高等学校へ問い合わせること。
- 8 参考事項
  - (1) 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の教科を履修させる。  
国語、数学、外国語(英語)、理科、地理歴史、公民及び保健体育
  - (2) 専攻科の修業年限は1年とし、学期は第1学期(4月から8月まで)及び第2学期(9月から翌年3月まで)の2期とする。
  - (3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

### 病院局管理規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する企業管理規程(案)に公布する。  
平成八年十二月二十五日

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等 岩 宮 緑

#### 鳥取県病院局管理規程第二号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する企業管理規程

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第一条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成七年三月鳥取県病院局管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「三千二百円」を「三千三百円」に改め、同項第二号中「二千八百円」を「二千九百円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「一万六千円」を「一万七千円」に、「九千六百円」を「一万二千円」に改め、同項第二号中「三千四百円」を「三千六百円」に改め、同条第三項中「五千五百円」を「五千四百円」に、「二万四千円」を「二万五千五百円」に改める。  
別表第一から別表第三までを次のように改める。



## 別表第二 医療職給料表 (第三条関係)

## イ 医療職給料表(→)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	—	296,200	347,400	428,600
2	236,200	312,400	364,200	441,600
3	246,000	328,600	381,000	453,700
4	261,000	345,100	397,900	465,800
5	276,500	361,700	410,600	477,600
6	292,500	378,300	423,700	489,300
7	307,900	395,000	436,500	500,600
8	323,300	407,700	448,600	511,400
9	338,400	419,200	460,500	522,200
10	351,200	430,000	471,800	533,000
11	364,000	439,900	482,800	543,600
12	376,500	449,300	493,700	553,600
13	385,900	458,700	504,300	563,500
14	395,000	467,800	514,900	573,300
15	402,600	476,900	524,800	582,700
16	407,500	486,000	534,600	592,000
17	412,300	493,000	544,400	600,600
18	415,400	499,500	552,100	607,700
19		505,100	559,500	613,000
20		509,400	564,800	617,800
21		513,600	570,100	
22		517,800	575,100	
23		522,000	579,500	
24		525,700	583,800	



## □ 医療職給料表□

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	205,700	228,900	265,500	307,400	343,200
2	139,500	176,800	212,600	237,100	275,000	317,600	355,000
3	145,000	183,300	219,800	245,600	284,500	327,800	366,800
4	151,700	189,800	227,800	254,100	294,100	337,900	378,600
5	158,400	196,300	235,900	262,600	303,700	347,900	390,400
6	165,900	202,700	244,200	271,100	313,400	357,800	402,200
7	173,400	209,200	252,500	279,700	323,300	367,600	414,400
8	179,600	215,600	260,800	288,400	333,100	377,400	426,600
9	185,800	222,400	269,200	297,200	342,800	387,300	438,600
10	191,000	229,700	277,600	306,000	352,300	397,300	449,900
11	196,200	236,700	285,900	314,700	361,700	407,200	460,800
12	201,300	243,400	294,100	323,200	370,600	416,800	469,800
13	206,300	249,900	302,200	331,200	379,500	426,200	477,200
14	210,900	256,400	310,100	339,100	387,700	433,400	484,500
15	215,400	262,200	317,700	346,600	394,500	440,200	491,800
16	219,800	267,700	325,000	352,700	401,000	444,700	496,300
17	224,100	272,900	331,800	358,400	406,500	449,200	500,600
18	228,400	278,100	338,300	363,800	411,700	453,500	
19	231,900	282,800	343,000	367,700	415,900	457,400	
20	235,000	287,300	347,600	371,500	420,000	461,200	
21	238,000	290,600	351,300	375,300	424,100		
22	240,500	293,200	354,100	378,700	427,800		
23	242,500	295,800	356,900	382,000	431,400		
24		298,200	359,700	384,800			
25		300,300	362,400	387,600			
26		302,400	365,000	390,400			
27		304,600	367,400	393,200			
28		306,800	369,800				
29			372,200				
30			374,600				

## ハ 医療職給料表㊦

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	221,100	243,400	274,700	311,200	345,200
2	152,600	179,400	227,900	250,800	283,200	320,900	357,100
3	158,200	187,900	235,700	258,200	291,700	331,100	368,900
4	164,100	197,000	243,100	265,600	300,200	341,400	380,800
5	170,200	202,700	250,400	273,100	308,800	351,600	392,700
6	178,300	208,500	257,800	280,900	317,400	361,500	405,000
7	186,800	214,400	265,100	288,700	326,000	371,400	417,500
8	195,300	220,800	272,400	296,600	334,400	381,300	429,400
9	200,300	227,600	279,800	304,600	342,300	391,300	441,200
10	205,500	235,000	287,400	312,600	350,100	401,500	452,700
11	210,600	242,300	295,100	320,500	357,900	411,900	464,100
12	215,900	249,600	302,800	328,200	365,600	422,000	474,400
13	221,500	256,900	310,300	335,500	373,400	431,700	483,200
14	227,100	264,200	317,600	342,700	381,400	441,200	491,900
15	232,800	271,400	324,800	349,900	389,400	450,700	500,100
16	238,400	278,600	331,500	356,900	397,300	459,300	507,600
17	244,100	285,800	338,100	363,900	404,800	467,900	512,600
18	249,700	293,000	344,600	370,700	411,400	476,100	516,900
19	255,400	299,900	351,100	377,400	416,600	483,500	520,900
20	261,000	306,800	357,500	383,400	421,400	488,400	
21	266,300	313,600	363,900	389,100	426,200	492,600	
22	271,400	319,900	369,800	394,600	430,300	496,300	
23	275,700	326,000	375,200	398,900	433,800		
24	280,300	332,200	380,500	402,800	436,500		
25	284,600	338,100	384,900	406,500			
26	288,700	342,800	388,600	410,100			
27	292,300	346,800	392,100	413,100			
28	295,700	350,600	395,100	415,700			
29	298,500	354,000	398,100				
30	301,000	356,400	400,900				
31	303,400	358,700	403,400				
32	305,600	360,900					
33	307,900	363,200					
34	310,000	365,500					
35	312,100	367,900					
36	314,200	370,300					
37	316,300	372,700					
38	318,500	375,100					
39	320,700						
40	322,900						
41	325,100						

別表第三 現業職給料表 (第三条関係)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	120,900	218,400	262,700	314,400
2	124,600	226,600	271,300	324,300
3	128,300	235,000	279,900	334,300
4	131,800	243,900	288,500	344,200
5	134,900	252,800	297,000	353,900
6	139,300	261,400	305,500	363,400
7	143,800	279,900	311,500	372,800
8	148,900	288,500	321,000	381,900
9	154,700	297,000	330,500	390,700
10	160,700	305,500	340,000	398,100
11	166,900	311,500	349,600	407,800
12	177,700	321,000	359,100	417,400
13	184,800	330,500	368,400	426,600
14	190,600	340,000	377,500	433,600
15	195,700	349,600	385,600	440,300
16	205,700	359,100	392,000	444,700
17	213,300	368,400	398,200	449,200
18	221,200	377,500	404,900	453,500
19	229,000	385,600	410,900	457,400
20	236,400	392,000	416,000	461,200
21	252,800	398,200	420,300	
22	261,400	402,400	424,600	
23	269,800	406,500	428,700	
24	278,200	410,500	432,600	
25	286,400	414,500	436,300	
26	297,000	418,400		
27	305,500	422,100		
28	313,900	425,700		
29	322,200			
30	329,900			
31	337,600			
32	345,000			
33	350,900			
34	356,400			
35	361,200			
36	365,200			
37	368,800			
38	372,200			
39	375,200			
40	378,200			
41	381,200			
42	384,300			
43	387,100			
44	389,900			

別表第八を次のように改める。  
別表第八(第五条関係)

イ 医療職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
一級	六千五百円
二級	八千円。ただし、二号給七千九百五十六円
三級	九千六百円。ただし、一号給九千二百五十六円、二号給九千五百六十七円
四級	一万三百円
五級	一万三千三百円
六級	一万二千二百円
七級	一万三千二百円

ロ 現業職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
一級	一万二百円。ただし、一号給から十一号給まで 五千五百円 十二号給から十五号給まで 六千五百円 十六号給から二十号給まで 八千五百円 二十一号給から二十五号給まで 九千八百円
二級	一万九百円。ただし、一号給から六号給まで 九千八百円 七号給から十号給まで 一万二百円
三級	一万千三百円。ただし、一号給から六号給まで 一万二百円 七号給から十七号給まで 一万九百円
四級	一万千九百円。ただし、一号給から九号給まで 一万千三百円

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程の一部改正)  
第二条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程(平

成七年十二月鳥取県病院局管理規程第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「号給の給料月額(以下)を「号給(平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給を除く。以下この項において同じ)の給料月額(以下この項において)に改める。」に改める。

の給料月額(以下この項において)に改める。  
附則第十項を次のように改める。

10 現に受ける職務の級の号給が平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給である職員及び現に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員の給料の調整額に関する経過措置は、管理者が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この企業管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第一条中鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)第二十一条の改正規定は、平成九年一月一日から施行する。

2 第一条の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第六項において同じ。)による改正後の給与規程(以下「改正後の規程」という。)及び第二条の規定による改正後の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程(以下「改正後の一部改正規程」という。)の規定は、平成八年四月一日から適用する。

(特定の号給の切替え等)

3 医療職給料表(一)の適用を受ける職員で平成八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)が附則別表の旧号給欄に掲げられている号給である職員(附則第五項に規定する職員を除く。以下「特定号給職員」という。)のうち、旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある職員で切替日において旧号給を受けていた期間(管理者が定める職員にあつては、管理者の定める期間。次項において同じ。)が旧号給に対応する同欄に定める期間に達しているもの切替日における号給は、旧号給に対応する附則別表の新号給欄に定める号給とする。

4 特定号給職員のうち、旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が旧号給に対応する同欄に定める期間に

達していないものは、平成八年七月一日、同年十月一日又は平成九年一月一日のうち、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号給に対応する附則別表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する附則別表の暫定給料月額欄に定める額とする。

(最高号給の切替え等)

5 切替日の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

6 切替日から第一条の規定の施行の日(附則第十項及び附則第十二項において「施行日」という。)の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日(次項において「異動日」という。)における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定める。この場合において、その給料月額が附則別表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなった日における号給は、管理者が定める。

7 前項の規定により異動日における号給を決定される職員のうち、同項の規定による号給の額が改正前の規程の規定により異動日において受けていた給料月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しない職員の当該号給を受ける間の給料月額は、改正後の規程別表第二イの給料表の額にかかわらず、旧給料月額とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

8 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上

必要と認められる限度において、管理者は必要な調整を行うことができる。この場合においては、附則第六項後段の規定を準用する。

(職員が受けていた号給等の基礎)

9 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならぬ。

(施行日から平成九年三月三十一日までの間における異動者の号給等の調整)

10 施行日から平成九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者は必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

11 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(職員の給料の調整額に関する経過措置)

12 切替日から施行日の前日までの間において、改正前の規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員のうち、第二条の規定による改正前の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程(以下「改正前の一部改正規程」という。)附則第九項の適用を受けた職員で、当該給料表の適用又は異動の日における改正後の規程の規定による給料月額及び当該給料月額を基礎とした改正後の規程第五条第二項又は改正後の一部改正規程附則第九項の規定による給料の調整額の合計額(以下「改正後の給料の月額」という。)が同日において受けていた改正前の規程の規定による給料月額及び当該給料月額を基礎とした改正前的一部改正規程附則第九項の規定によ

る給料の調整額の合計額(以下「改正前の給料の月額」という。)に達しないものの給料の調整額は、改正後の規程第五条第二項及び改正後の一部改正規程附則第九項の規定にかかわらず、改正後の給料の月額が同日における改正前の給料の月額に達するまでの間、これらの規定による給料の調整額に改正前の給料の月額と改正後の給料の月額との差額を加えた額とする。

(その他)

13 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この企業管理規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則別表 特定号給職員の号給の切替表 (附則第3項-第5項関係)

旧 号 給	職 務 の 級								
	1 級			2 級			3 級		
	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額
	月	円		月	円		月	円	
1	—			1			1	9	334,900
2	2			2	3	308,300	1		
3	3			3	6	320,400	2	3	360,000
4	4	3	257,000	4	9	332,700	3	6	372,600
5	5	6	268,500	4			4	9	385,200
6	6	9	280,500	5	3	357,500	4		
7	6			6	6	369,900	5		
8	7	3	304,600	7	9	382,400	6		
9	8	6	316,600	7			7		
10	9	9	328,300	8			8		
11	9			9			9		
12	10	3	348,000	10			10		
13	11	6	357,600	11			11		
14	12	9	367,100	12			12		
15	12			13			13		
16	13			14			14		
17	14			15			15		
18	15			16			16		
19	16			17			17		
20	17			18			18		
21	18			19			19		
22				20			20		
23				21			21		
24				22			22		
25				23			23		
26				24			24		